

香川県庁生協組合員証カード(Visa) 年会費のご案内

本人会員・家族会員ともに無料

2025年12月9日改定

香川県庁生協組合員証カード(Visa)会員特約

第1条(カードの名称及び入会方法)

- 本カードは香川県庁消費生活協同組合(以下「組合」という)と株式会社百十四ディーシーカード(以下「当社」という)が、提携して発行するもので、カードの名称は香川県庁生協組合員証カード(Visa)(以下「本カード」という)と称します。
- 入会申込者は、本特約・個人会員規約及び組合員証利用規約を承認のうえ、組合を通じて当社へ申込むものとします。
- 入会申込者のうち、組合及び当社が入会を認めた者(以下「カード会員」という)に本カードを貸与します。

第2条(個人情報の提供と利用)

本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」という)の特約として定めるものであり、カード会員は、組合と当社の間において与信管理・販売促進上必要な範囲で会員に関する情報(入会の可否、申込書・届書記載事項、あるいは申告いただいた事項等の属性情報、本カード利用状況、本カード利用に関する信用情報等)を相互に提供し利用されることに同意します。

2025年12月9日改定

香川県庁生協組合員証利用規約

第1条(目的)

この規約は、香川県庁消費生活協同組合(以下「当組合」という)が発行する組合員証の取り扱いについて定めます。

第2条(組合員証の発行)

- 組合員には、当組合が無料で発行する組合員証[香川県庁生協組合員証カード(Visa)]を貸与します。
- 組合員は本規約及び個人会員規約・特約(以下「会員規約」という)を承認の上、当組合を通じて当社宛申し込むものとします。

第3条(組合員証の所有権と占有移転の禁止)

1. 組合員は当組合より組合員証を貸与された時は、ただちにその署名欄に組合員自身の署名をしなければなりません。
2. 組合員証は、組合員証に氏名が印字された組合員に限り利用でき、他の者に利用させることはできません。
3. 組合員証の所有権は当組合及び当社にあり、組合員証を他人に譲渡、貸与または質入れその他担保に提供するなど、組合員証の占有又は利用権を第3者に移転することは一切できません。
4. 前各項のいずれかに違反して組合員証が利用された場合、その組合員証の利用代金についてはすべて組合員がその支払いの責を負うものとします。

第4条(組合員証の利用方法)

1. 組合員は、当組合の指定店及び会員規約に定める加盟店(以下「加盟店」という)に組合員証を呈示することにより物品の購入ならびにサービスの提供をうけることができます。
2. 加盟店における物品の購入ならびにうけたサービスに関する紛議は、組合員と加盟店とにおいて解決するものとし、当組合及び当社は一切その責任を負いません。
3. 加盟店での組合員証利用については会員規約によるものとします。

第5条(組合員証の利用可能枠)

組合員証の月間利用可能枠は、当組合及び当社が別途組合員毎に定めた金額とします。但し利用の際、当組合及び当社の承認を得た場合は、この限度を超えて利用することができます。

第6条(代金決済の方法)

1. 組合員が当組合に支払うべき債務は、当組合の支払基準に基づき当組合の回収システムによりお支払いいただきます。
2. 指定店での利用代金の支払い基準は次のとおりです。
 - (1)毎月末日締切り、翌々月給与支給日1回払い
 - (2)毎月末日締切り、翌々月以降の給与支給日3~36回の分割払い
3. 加盟店での利用代金は会員規約に定めた支払方法によりお支払いいただきます。
4. 指定店での利用代金のうち、加盟店利用の支払を選択する場合が生じたときは、3.によりお支払いいただきます。
5. 代金の支払日に万一お支払いできない場合は、別途当組合または当社の定める方法によりお支払いいただきます。

第7条(購買情報の提供と利用)

組合員証を貸与された組合員は、与信管理・販売促進上必要な範囲でその組合員証利用に関する信用及び購買等の情報が当組合、当社間ににおいて相互に提供し利用されることを予め承認していただきます。

第8条(組合員証の利用、貸与の停止、法的措置など)

1. 組合員が支払いを怠るなど本規約に違反した場合、当組合は次の措置をとることができます。
 - (1)組合員証の利用の停止
 - (2)組合員証の返却
 - (3)当組合指定店などに対する当該組合員証の無効通知
 - (4)当組合が必要と認めた法的措置

- 前項各号の措置は、当組合指定店などを通じて行われるほか、当組合指定の方法によって行われます。
- 当組合が取り立てに要した費用ならびに、法的措置に要した費用は、脱退後といえどもすべて組合員の負担とします。

第9条(組合員証の紛失、盗難事故の責任と免責)

- 組合員は組合員証を紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに次の手続きをとっていただきます。なお、当組合および当社への連絡、諸手続きを放置し、他人の不正使用が発生した場合、その代金などのお支払いは組合員の責任となります。
 - 当組合及び当社への届出
 - 最寄りの警察署への届出
- 前項の手続きをとった組合員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当組合及び当社が全額填補します。
 - 組合員、組合員の家族、同居人の故意または重大な過失に起因する場合
 - 当組合及び当社が紛失、盗難の通知を受理した日からさかのぼって61日以前に生じた不正使用の場合
 - 本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合
- 組合員証は、当組合及び当社が認める場合に限り再発行いたします。この場合、所定の手数料を当社へ支払っていただきます。但し、氏名変更による再発行の手数料は無料とします。

第10条(組合員証の有効期限)

- 組合員証の有効期限は当組合及び当社が指定するものとし、組合員証の裏面に西暦で月、年の順に記載し、その月の末日までとします。
- 組合員証の有効期限が到来する場合、当組合及び当社が不適当と判断する場合を除き、引き続き新しい組合員証を送付します。

第11条(変更事項の届出)

組合員は、氏名、住所等組合への届出事項に変更があった場合は直ちに当組合及び当社へ連絡していただきます。

第12条(県庁生協からの脱退)

組合員は当組合から脱退するときは、所定の届出書に組合員証を添付して当組合宛に提出するものとします。

第13条(規約の変更)

本規約の挿入、変更が生じた場合、当組合の機関紙などで告知します。告知後に組合員証を利用された場合は、変更事項または新利用規約を承認したものとみなします。